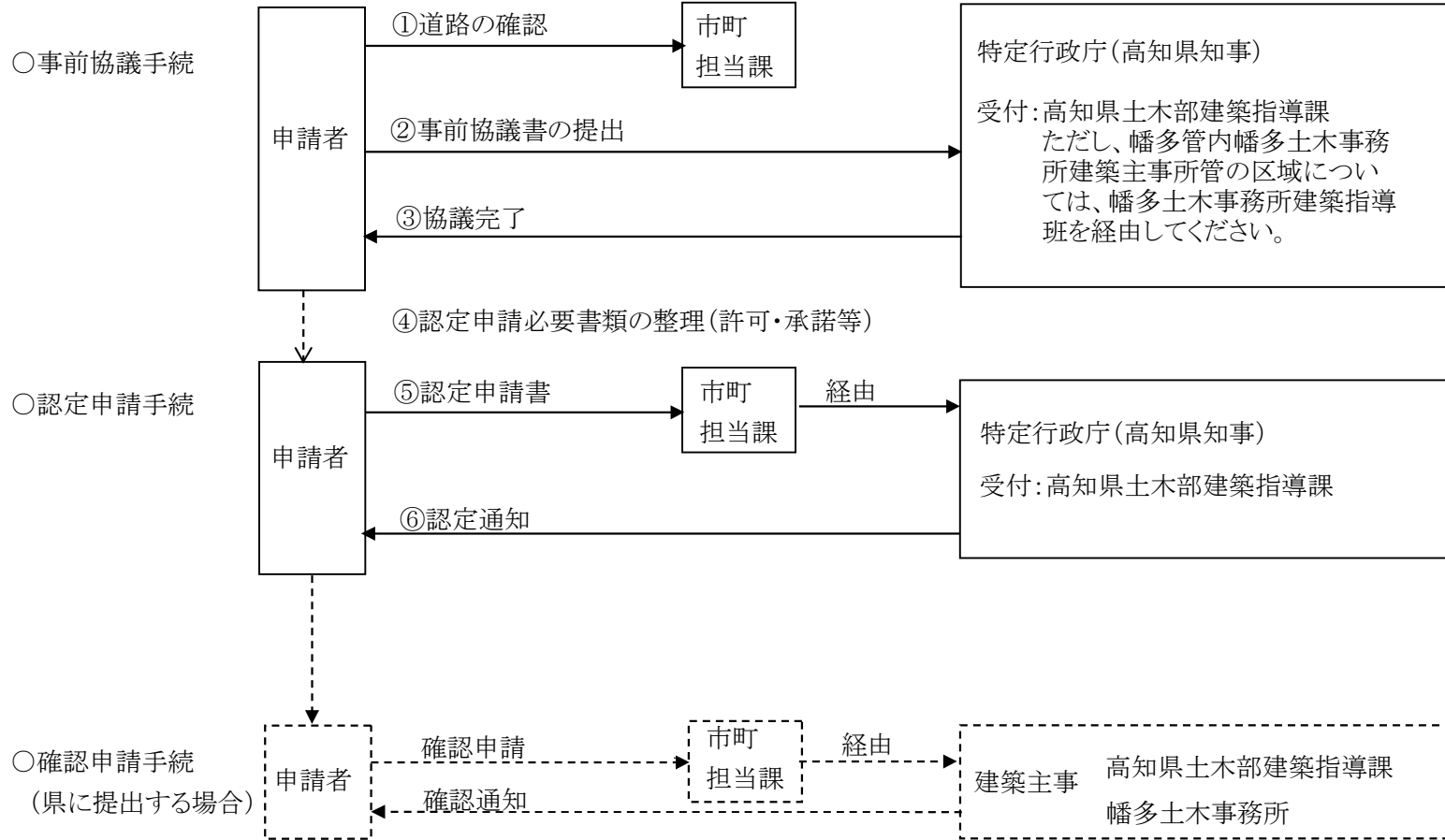


建築基準法第43条第2項第一号の認定申請手続き

1. 申請手続きのフロー



* 建築確認申請書には、法第43条第2項第一号認定書の写しと認定時の図面の写し一式を添付する必要があります。

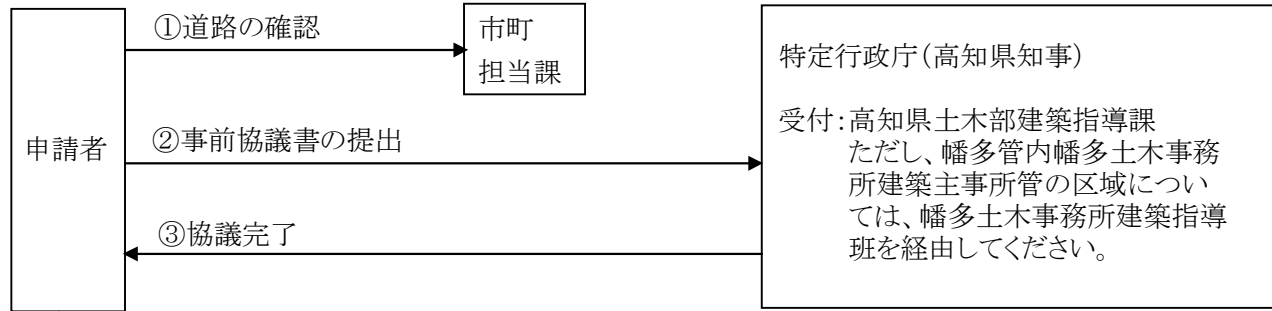
2. 申請書類

- 事前協議書 許可・認定事前協議書 (許可・認定事前協議書: 別添様式及び必要図書、書類……1部)
- 認定申請書 認定申請書 (認定申請書: 省令様式 第四十八号様式及び必要図書、書類……2部 [正副])

建築基準法第43条第2項第二号の許可申請手続き

1. 申請手続きのフロー

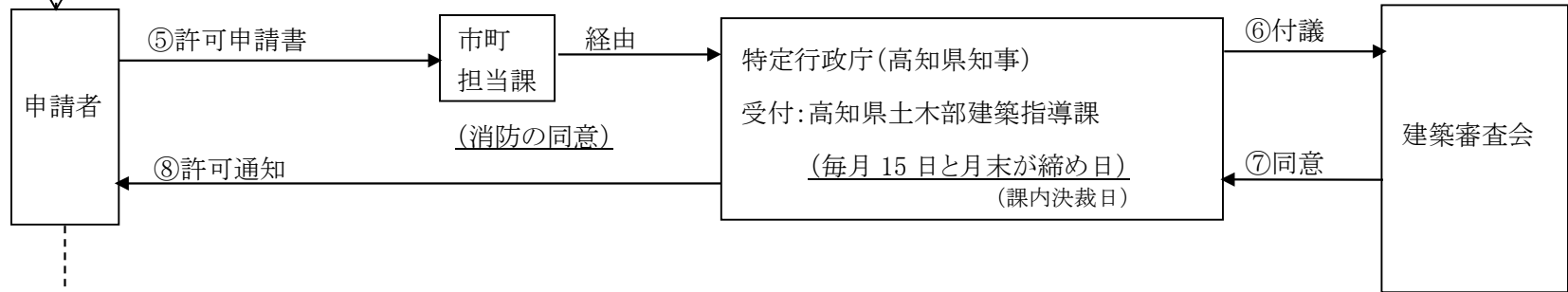
○事前協議手続



④許可申請必要書類の整理(許可・承諾等)

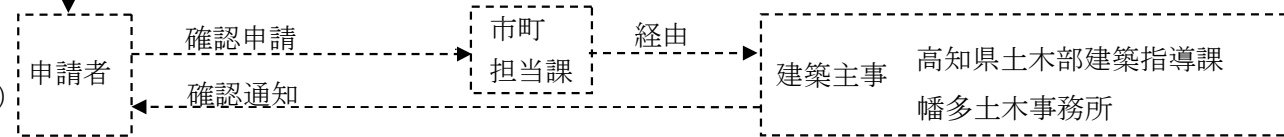
○許可申請手続

※原則基準による場合の⑤～⑧の標準処理期間は35日(うち市町経由期間10日)です。
(市街化調整区域内等の敷地で、都市計画法の許可等が必要な場合は、さらに日数がかかる場合があります。)



○確認申請手続

(県に提出する場合)



* 建築確認申請書には、法第43条第2項第二号許可書の写しと許可時の図面の写し一式を添付する必要があります。

2. 申請書類

- 事前協議書 許可事前協議書(許可事前協議書:別添様式及び必要図書、書類……1部)
- 許可申請書 許可申請書(許可申請書:省令様式 第四十三号様式及び必要図書、書類……2部[正副])

建築基準法第43条第2項申請必要書類一覧

必要書類	注意事項	事前協議（1部）								本申請（正副2部）							
		認定	許可原則基準							認定	許可原則基準						
			1号① ～⑥	1号⑦	2号	3号①	3号②	3号③	3号④		1号① ～⑥	1号⑦	2号	3号①	3号②	3号③	3号④
認定・許可事前協議書		●	●	●	●	●	●	●	●								
許可申請書（第四十三号様式）											●	●	●	●	●	●	●
認定申請書（第四十八号様式）										●							
委任状（原本）	事前協議、本申請の正本の両方に原本の添付が必要	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公図	原則3ヶ月以内 敷地を赤で囲む 本申請の正本には原本添付									●	●	●	●	●	●	●	●
全部事項証明書 （登記簿謄本）	原則3ヶ月以内 本申請の正本には原本添付																
戸籍謄本	※土地所有者が申請者と異なる場合のみ必要 （親族関係が分かるように）									○	○	○	○	○	○	○	○
売買契約書の写し	※土地所有者が申請者と異なる場合のみ必要									○	○	○	○	○	○	○	○
軌道敷地横断通行許可の写し													●				
水路占用許可の写し										○						●	
承諾書	※敷地が接する道が私道等の場合																●
既存の住宅もしくは、過去に 建っていた住宅が、建築基準 法に違反していないものであ ることを証明する書類	◆都市計画区域決定以前から建っていた場合 （建築年が都市計画区域決定以前ということを確認できる書類） 課税台帳の写し又は、登記簿謄本 ◆都市計画区域決定以降に建築した場合 建築確認年月日及び番号を図面に記載 検査済証があればその写しを添付								●								●
現場写真	敷地及び接続する道の様子が分かる写真（数点） 写真に番号をつけること																
現場写真撮影方向図	写真の撮影位置と撮影方向を図示する 配置図等と兼ねていてもよい																
付近見取り図	申請敷地から建築基準法の道路までの経路が分かるように図示すること																
配置図	敷地が接する道（道路）の幅員、種別及び管理者名称を記載 セットバックが必要な場合はセットバックラインを記載 敷地と道の間に水路がある場合は幅員及び管理者名称を記載																
敷地・建物求積図	既存建物がある場合は既存建物分も必要	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
平面図	既存建物がある場合は既存建物分も必要																
断面図（2面） ※矩計図は不可	既存建物がある場合は既存建物分も必要 軒及び庇の出 軒の高さ及び建築物の高さ 通路を前面道路と読替えて適用される道路斜線制限を記載																
立面図（2面）	既存部分がある場合は既存建物分も必要 ※原則基準3号④の場合は、外壁の防火構造（認定番号）、屋根の不燃材 料について記載すること。																

注) すべての図面には設計者を記名し押印すること。

※ ●:必須書類 ○:要件により必要となる書類